○水道利用規約

(近江八幡市給水条例となり、以下はその主要部分の抜粋です。詳細は市給水条例を参照ください。)

1. 給水装置の新設等の申込み

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする人は、市に申し込み、承認を 受けて下さい。

2. 水道利用加入金

給水装置の新設又は改造の申込みをしようとする人は、次の表に掲げる給水管の口径の区分により、水道利用加入金(以下「加入金」という。)を市に納入してください。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とします。

給水管の口径	加入金(1給水装置につき)	備考	
13ミリメートル	99,000円	加入金は、消費税及び地	
20ミリメートル	137,500円	方消費税を含むものとし	
25ミリメートル	209,000円	ます。	
40ミリメートル	528,000円		
50ミリメートル	825,000円		
75ミリメートル	1,870,000円		
100ミリメートル	3,300,000円		
150ミリメートル	7,370,000円		

3. 新設等の費用負担

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する人の負担とします。

4. 給水契約の申込み

水道を使用しようとする方は、あらかじめ市に申し込み、その承認を受けて下さい。

5. 水道メーターの設置と給水量

給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量します。

6. メーターの貸与

メーターは、市が設置して、水道の使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者 (以下「水道使用者等」という。)に貸与します。

保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理してください。保管者が 管理義務を怠ったためにメーターを紛失又はき損した場合は、その損害額の弁償を 求められます。

7. 水道の使用中止、変更等の届出

水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市に届け出て下さい。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) メーターの口径又は用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

また、水道の使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市に届け出て下さい。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

8. 料金の支払

水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収します。

9. 料金

料金は、1か月あたり次の表の基本料金と超過料金との合計額とします(1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます)。

基本料金		給水管の口径	料金
(使用水	13ミリ	メートル	1,331.00円
量10m ³	20ミリ	メートル	1,452.00円
まで)	25ミリ	メートル	2,530.00円
	40ミリ	メートル	4, 180.00円
	50ミリ	メートル	6, 985. 00円
	7 5 ミリ	メートル	11,770.00円
	100 €	リメートル	21,450.00円
	150 €	リメートル	37, 950. 00円
超過料金	区分	使用水量	料金
(1 m³ に	一般用	1 0 m³を超え3 0 m³までの分	171.60円
つき)		3 0 m³を超え5 0 m³までの分	187.00円
		5 0 m³を超え1 0 0 m³までの分	202.40円
		100m³を超え200m³までの分	220.00円
		200m³を超え500m³までの分	234.30円
		5 0 0 m³を超える分	253.00円
	浴場用	1 0 m³を超える分	133.10円
	臨時用	1 0 m³を超える分	456.50円

備考

- 1 料金は、消費税及び地方消費税を含むものとします。
- 2 一般用とは、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいいます。
- 3 浴場用とは、一般公衆浴場の用に水道を使用する場合をいいます。

市が別に定める要件を満たす集合住宅等において、1個のメーターを2戸以上で 一般用に使用する場合の料金は、水道使用者等の申請に基づき各戸の使用水量を均 等とみなし、かつ、各戸のメーターの口径を20ミリメートルとみなして算定する ことができるものとします。

10. 月途中の料金の算定

月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとします。

- (1) 使用水量又は使用日数が基本水量の2分の1又は15日までのときは基本料金の2分の1
- (2) 使用水量又は使用日数が基本水量の2分の1又は15日を超えるときは1 箇月分として算定した金額

11. 料金の徴収方法

料金は、原則2か月分をまとめて請求します。

12. 手数料

手数料は、次の各号に定めるところにより申込みの際、徴収します。

(1) 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去するとき 次の表の区分。

金額(1件又は1栓につき)					
給水管の口径	13 ₹	リメー	25ミリメー	50ミリメー	100ミリメー
区分	トル		トル	トル	トル以上
	203	リメー	40ミリメー	75ミリメー	150ミリメー
	トル		トル	トル	トル
新設	1,	100円	1,600円	2,200円	3,300円
改造、修繕、撤去		600円	800円	1,100円	1,600円

備考 この手数料は、設計審査、材質検査及び工事検査を包含したものである。

(2) 水道の使用を開始するとき(休止中のものに限る。) 次の表の区分。

給水管口径	金額	備考
13ミリメートル	1,267円	金額は、消費税及び地方消
20ミリメートル	1,382円	費税を含むものとする。
25ミリメートル	2,409円	
40ミリメートル	3,980円	
50ミリメートル	6,652円	
75ミリメートル	11,209円	
100ミリメートル	20,428円	
150ミリメートル	36,142円	

- (3) 指定給水装置工事事業者を新規指定するとき 1件につき 10,000 円
- (4) 指定給水装置工事事業者を更新指定するとき 1件につき 8,000円
- (5) 各種証明書を交付するとき 証明手数料として、1件につき 300円

13. 給水の停止

市は、次のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止します。

- (1) 水道の使用者が、料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が正当な理由がなくて使用水量の計量又は検査を拒み又は妨げたとき。